

第5回総社市子ども・子育て会議【議事概要】

(こども課長)

それでは、定刻となりましたので、第5回総社市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりくださりありがとうございます。開会にあたりまして、近藤会長からご挨拶いただき、そのまま議事の進行をお願いいたします。

1 開 会

(近藤会長)

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の議題といたしましては、(1) 保育の供給量について(2) 子ども・子育て支援事業計画の素案について(3) 子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の条例等骨子案について(4) その他といたしまして、今後のスケジュール及び新制度説明会について、を予定しております。

今回の議事は、前回5月の会議でご協議いただきました(1) 保育の供給量についての確保方策の検討内容を確認させていただき、(2) 事業計画の素案では、基本理念から基本目標までをご確認・ご検討いただきたいと思います。(3) の条例案については、9月議会へ上程させていただく予定となっております。議事進行につきましてご協力をお願いいたします。

それでは、協議事項(1)、保育の供給量について、事務局より説明願います。

協議事項(1) 保育の供給量について

(保健福祉部長)

資料Iに基づき制度の概要も含めてご説明させていただきます。今回の制度では、子ども・子育て支援の需要量をニーズ調査で把握したうえで、それに見合った供給量を確保していく計画を策定することとなります。総社市におけるニーズについては、保育所の受入可能人数を考慮して、前回の会議において180名の確保方策を提示したところ、委員の皆様からのご意見を踏まえ、ニーズ調査による需要は上ブレしやすいことや少子高齢化の進展により子どもが減少していくことを考慮し、需要を低めに抑えて様子を見ていこうということで、目標を90名の増として供給量を確保していくことになりました。そして、90名の供給量確保プランとして、既存の私立保育園の定員増、社会福祉法人等による小規模保育の実施、幼稚園を社会福祉法人等に譲渡あるいは貸与し私立認定こども園を実施していくという3通りの方策を提示させていただきました。こうした方策を組み合わせて90名の需要を満たす供給を確保していき、計画につきましては中間年度に需要量について見直しの必要があるか等、状況を踏まえて再度検討していきたいと考えております。

供給量を確保していく方策の中で、まず小規模保育事業についてどのようなものかご説明させていただきます。今回の新しい制度では、主に3歳未満の保育の必要な子どもを保育する事業として、地域型保育事業が新設されました。利用定員が6人以上19人以下のものとして小規模保育、利用定員5人以下のものを家庭的保育いわゆる保育ママ、1対1で保育を提供するいわゆるベビーシッター、居宅訪問型保育、従業員の子どもだけでなく地域の子どものでも利用できる事業所内保育の4つのメニューがあります。

その中で、小規模保育については、地域の実情に応じて、多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できるという特徴があります。そこで総社市が計画する供給量の確保策として、幼稚園の空き教室等を利用して小規模保育の実施はできないかということを考えております。保育所分園型小規模保育では、保育所本園との連携が前提となっており、保育従事者や施設・面積基準などが保育所と同様で、給食についても本園からの搬送で可となることから質の高い保育が提供できることと思います。3歳児からの受入れについては、連携先である保育所本園における対応が考えられます。

小規模保育を実施するにあたっての課題として、1) 公立幼稚園の空き教室を確保できるかどうか。2) 幼稚園の空き教室を利用した場合における施設改修及び施設の維持管理を公立と私立で上手く分担できるか。3) 利用の仕方が異なる公立幼稚園との利用調整がうまくできるかどうか。4) 保育所本園における3歳からの受入れができるかどうか。こういったところが挙げられます。

続きまして、幼保連携型認定こども園の概要について説明いたします。現行制度における認定こども園では、幼稚園・保育所それぞれの認可が必要となり、2認可1認定が設立のために必要でした。新制度では、法律上、児童福祉施設でありながら学校という位置づけとなり、1認可、予算についても一本化されます。満3歳以上か未満か、保育に欠けるかどうかということで、利用できる施設が決定されますが、幼保連携型認定こども園は、満3歳未満で保育の必要性のない方以外は、これを利用できることとなります。さきほどの小規模保育では、幼稚園の空き教室の利用となっていました。より大きな規模で幼稚園が保育を一体的に行おうという場合には幼保連携型認定こども園となります。私立認定こども園になった場合の課題として、1) 実施できる私立保育所（社会福祉法人）があるかどうか。2) 幼稚園が私立の認定こども園となる場合には、公立幼稚園がなくなり私立になることに対して地元への理解がえられるかどうか。3) 幼稚園と保育所の施設が同一敷地内または隣接地にあるものを認定こども園としていますが、例外的に子どもの移動における安全面や一体的な保育・教育が可能な場合に限り同一敷地内でない場合でも認定が得られていました。この扱いが今後も認められるか。これらの課題があります。

プラン案をお示ししておりますが、直ぐに総社市が小規模保育と認定こども園を開設するというのではなく、確保策として目指していく中で、こういった課題を一つずつ解決して保育量を増やしていきたいと考えています。

(近藤会長)

前回の会議をもとにしながら、総社市子ども・子育て支援事業計画における保育量の不足を90名と設定するという説明と、その確保方策の説明がありましたが、この不足量と確保策についてご意見はありますか。

(福光委員)

前回の会議のあと考えてみたのですが、5ヶ年計画で現在の入所可能人数に対して90名の確保方策ということですが、今後入所要件の緩和などを含めて考えると少ないのではと感じています。つどいの広場に来られるお母さんがたのお話を直接聞いてみると、働きたいけど子どもの保育所が決まっていないので働けないという方がたくさんおられます。新制度になり保育所の入所要件が緩和され求職中でも入れるとなると、この数では足りないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(服部委員)

現在、市内の保育所は全14園で保育を実施して、それぞれ定員を超えて受け入れております。お母さん方の中には、保育所に入っても仕事を辞めて、保育所を辞めていく方も多くいます。保育料が高いから辞める方もいますので、90人位の人数でよいのではないかと考えています。また、企業誘致で新たにできる企業にも、企業の責任として事業所内保育を実施していただければ、新たに保育所を新設する必要はないのではないかと考えています。

(保健福祉部長)

まず計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間の計画となります。90名という数値につきましては、前回の会議において、新たに施設を作ったが、児童数の減少によりすぐに閉鎖という訳はいきませんので、最低限の数として90名ということになりました。ニーズ調査による需要数については実態と比べてどうしても違いが出てきますので、5ヶ年計画の中間年にあたる29年度に評価を行い、実態の数値と照らし合わせて目標数値を再設定することが話し合われました。

(中島委員)

前回の会議では、推計人口などを見ながら5年後を見越して90名の確保という話でしたので、納得していましたが、転入した方などで直ぐに保育所へ入れないということを聞いています。特に年度途中10月以降における保育所への入所については難しいということをお聞きしますが、実態としてどういう状況なのか教えていただきたいのですが。

(こども課長)

現在、他市から転入して、園を限定される入所は難しい状況です。また、兄弟2人、3人での新規の入所は難しい状況となっています。保育所入所の性質上、育児休暇の復帰などで年度の後半にかけての入所は難しい状況となりますが、以前入所されていた方には同じ保育所へ入れるように、できるだけ配慮させていただいております。今年度当初に待機児童はいませんでしたが、年度後半においては、入所が困難な状況であることが予想され、待機を余儀なくされる方も生じるのではないかと考えられます。

(保健福祉部長)

今、保育所を限定されて希望されている方や求職中で入所できない方で、いわゆる保留児童と言われる方が45名います。さらに潜在的な需要もあると思いますが、目標の見直しが3年後までできないという訳ではありませんし、新制度が始まり2号・3号の認定状況を見て27年度中に見直しを行うことも可能ですので、90名ではどう見ても需要が満たされないのであれば、1年ごとに見直していければよいのではないかと思います。

(近藤会長)

地理的条件などで、入りたい保育所や入りたくない保育所があるかと思います。若い世代が多く住んでいる場所で、小規模保育をしていただければと思います。そして、90名の計画に関して1

年ごとに見直しを行い、需要に対応していただくようお願いいたします。

(松森委員)

幼稚園も何らかの形で協力させていただければと考えております。幼稚園の空き教室を利用しての小規模保育を実施した場合、3歳未満と3歳以上で別の施設へ行かないですむように、そのまま幼稚園へ行けるように、預かり保育を充実させていくことも考えていくこともできるのではないかと思います。また、兄弟で上の子が、幼稚園へ行った場合、下の子は保育所へ行けないということもありますので検討していただきたいと思います。

(保健福祉部長)

兄弟の取扱いですが、現行制度でも1人が幼稚園へ行って、1人が保育所へ行くということが必ずしも出来ないわけではないのですが、一方が幼稚園へ行くということは、保育に欠ける度合いが低いということになり、より保育に欠ける度合いが高い家庭と比較することになるので幼稚園で間に合うのなら保育所には入所できないという事態が起こります。つまり、現在は、保育所を希望される方が多いため、入所ができる状況ではないということになります。

また、幼稚園における預かり保育の拡充についてですが、幼稚園は公立ですから利用料が非常に安い設定となっています。一方、保育所については、所得に応じた利用者負担となります。幼稚園の預かり保育で、長期休暇中の保育や長時間保育を実施し、保育所に近づいた場合、保育所における保育料は平均的な所得の御家庭で3万から4万円かかりますから、保育の必要性がむしろ低い子どもの方が、格安で保育所と同等の保育を利用できるということとなり公平性が保たれません。保育所なみの保育が必要な方は、保育所における保育を利用いただき、それに見合う利用料を納めていただきたいと思います。幼稚園において学校教育の範囲内で利用できる時間を少し延長することで足りる場合、幼稚園における預かり保育の対象となります。保育と競合しないよう調整していく必要があるのではないかと思います。

(松森委員)

学校教育の質を保つということで、3歳児が社会性を身につけていくうえで何を必要としているかということが、将来の学校教育につながっていくのではないかと考えております。学校教育の公平性について、保護者の就労状況を考慮しながら検討していく必要があるのではないかと思います。

(近藤会長)

質の向上は重要です。国の有識者会議はヨーロッパでなされているような5歳児の義務教育化を提言しています。総社市においてもそのことを念頭に政策を展開していただきたいと思います。

(服部委員)

教育と保育の公平性について、保育所における3歳児も保育指針に基づき幼稚園と同様に実施しております。預かりの時間は異なりますが、子どもに対する教育は保育所においても力を入れて実施しています。幼稚園の預かり保育における利用につきましては市に一任したいと思います。

(近藤会長)

引き続きまして、協議事項（２）子ども・子育て支援事業計画の素案について と（３）子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の条例等骨子案について、を一括して事務局より説明願います。

協議事項（２）子ども・子育て支援事業計画の素案について

（子育て支援係長）

資料Ⅱをご確認ください。総社市子ども・子育て支援事業計画の素案（構成図）から説明させていただきます。まず、『はじめに』計画の策定にあたって、次に『第１章 計画の基本的な考え方』、『第２章 総社市の子どもを取り巻く現状』この３つの章を今回ご検討いただくこととなります。そして、『第３章次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価』、『第４章 基本施策と取組（次世代育成支援行動計画を継承する部分）』、そして、この計画全体の中心となります『第５章 事業計画』、最後に『第６章 計画の推進』となります。第３章から第６章までは、次回会議の前に事前に送付させていただきます。これを以って委員のみなさまにご検討いただきたいと思います。

それでは、本日は事業計画素案の前半部分のたたき台につきまして、次のページをご覧ください。『はじめに』では、１計画策定の趣旨、２計画の性格・位置づけ、３計画の期間、４策定の方法となります。１計画策定の趣旨については、新制度及び総社っ子プランの継承ということでもとめさせていただきます。２計画の性格・位置づけとしては、「子ども・子育て支援法」第６１条第１項に基づく事業計画であり、現行の次世代育成支援行動計画を継承する部分も網羅したものとなります。また、総社市総合計画や子ども条例などとの整合性を図ります。そして、３計画の期間ですが、平成２７年度からの５年としておりますが、５ヶ年計画の中間年にあたる平成２９年度に評価を行い、実態数値と照らし合わせて平成３１年度まで目標数値の再設定をいたします。しかし、さきほど話し合われたように教育・保育の需給計画については、認定数値を照らし合わせながら毎年見直しを行うことになりました。４策定の方法については、昨年実施いたしましたアンケート調査や各種団体からのヒヤリングによるニーズをもとに、この会議における意見を集約しながら策定していこうとするものです。

続いて、第１章 計画の基本理念と方向性について、１基本理念ですが、案をつけさせていただいております。現行の総社っ子プランの基本理念は、「すべての子どもの幸せのために、互いに助け合う「子育て王国そうじゃ」となっております。また新制度において内閣府からは、～みんなが、子育てしやすい国へすくすくジャパン～とあり、「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。」とあります。この新制度と次世代育成支援行動計画の継承という意味合いも含めて、「すべての子どもが笑顔で成長していくために、子どもの育ちを支え合うまち」という基本理念を案とさせていただきます。

２計画の基本目標については、基本理念の実現に向けて６つの目標を掲げて、各関係機関と協働のもと、総合的な施策の展開を図ります。３学校教育・保育提供区域の設定については、この会議でお計りさせていただきましたとおり、市全域を一つの区域として今後の需要の変化に適切に対応し、多様なサービス提供を推進していくこととお示ししています。４計画の体系では、６つの基本目標を体系にてお示ししております。事業計画における必須記載事項か任意記載事項か、またどの分野に相当するののかという点を＊印に記入しておりますのでご確認ください。

続きまして、第２章 総社市の子どもを取り巻く現状ですが、総社市の現状などを統計調査などから推移をお示ししております。１人口構成及び子どもの人口の増減について、表のとおり少子化

の進行が現れています。2 家庭の状況では、母子世帯や未婚率が増えていることと、出生数がほぼ横ばいとなっている状況を示しています。合計特殊出生率は、全国よりもやや高い数値ですが、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回る1.47でした。3 人口の将来推計についても、子どもの数は減少傾向となっています。4 女性の就業状況については、表のとおり総社市における女性の労働力は、結婚や出産を機に退職し、子育てが一段落ついでから就労するM字カーブを描いております。5 保育所及び幼稚園の状況では、平成22年度からの各施設における推移・状況を表しています。認可保育所の入所児童数について、平成23年、24年にそれぞれ90人定員の私立保育所を新設し、今年4月現在で、14保育所で1,390人の入所者数となっています。新たな施設整備を行ってきましたが、保育ニーズが高いことから、更なる充実を図る必要があります。また、各年度4月1日現在の入所率は1.03から1.10ですが、年度末の3月における入所率は約1.15となり、保育所における年度末に向けて入所児童が増えるという入所の特徴を現していますので、こうした状況も考慮していく必要があります。幼稚園の児童数の推移については、平成22年度からほぼ横ばいとなっています。今年4月の就学前児童数を5歳児で比べますと、保育所が275人、幼稚園が348人となっており、保育所児童数の割が、幼稚園児童数にかなり近づいてきている状況です。

6 地域子ども・子育て支援事業の状況について、いわゆる13事業と言われておりますが、まず、放課後児童クラブの設置状況をあげております。現在市内15小学校区中、設置希望の13小学校区で実施しています。放課後児童クラブの定員については、指定管理委託により、施設及び指導員の状況等により、受入の制限が必要なクラブや受入に余裕のあるクラブがありますので検討する必要があります。地域子育て支援拠点事業については、保育所で行う「センター型」5箇所とつどいの広場と呼ばれる「ひろば型」4箇所で行ってまいりました。実施状況により、センター型の利用が低い状況にあるため、今後において広く周知を図る必要があります。また、保健衛生の関係で、妊婦健康診査、赤ちゃん訪問及び養育支援訪問の人数及び件数をあげております。そして、子どものショートステイについては、吉備中央町にある養護施設みのり園と契約をしておりますので、緊急一時的に児童の養育が必要な場合に備えています。ファミリー・サポート・センターについては、NPO法人に委託実施をしており、年々利用会員数が増えてきています。一時預かり事業については、保育所で行う「一時預かり」と幼稚園で行う「預かり保育」の延人数をあげております。ここ数年で、幼稚園における預かり保育が拡充されていることが伺えます。保育所における延長保育については、全保育所で実施しており、利用者も年々増えてきています。病児保育については、平成22年度から実施しており、保育士の確保や送迎においてファミリー・サポート・センターと連携をとることにより、利用しやすい場の提供をしています。最後に、ニーズ調査結果を23頁から載せておりますのでお目通しください。

今回の会議では、総社市の子どもを取り巻く現状までとしておりますが、次回会議では事前にご検討いただく素案をお送りいたしまして、それを以ってご検討いただきたいと考えております。

協議事項（3）子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の条例等骨子案について

（こども課長）

引き続きまして、資料3の子ども・子育て支援新制度に関する各種基準の条例骨子案をご説明させていただきます。新制度に関する条例として、4つの基準案を9月議会へ上程させていただく予

定です。(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(2) 子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準(3) 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準(4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 以上が条例等で定める基準となります。この基準案に関係があります。保育所及び放課後児童クラブの関係者の皆様にはあらかじめご確認いただいております。また、パブリックコメントを実施して皆様からのご意見をお伺いしたいと考えております。7月25日までの募集期間で実施させていただきます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準案についてですが、こちらは、地域型保育事業として、新たに市町村の認可事業として位置づけられた事業です。原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、4類型があります。まず、家庭的保育事業いわゆる保育ママ。こちらは定員5名以下で、保育者の居宅などで保育を行う事業です。次に、小規模保育事業。定員6名から19名を対象にした新たなメニューとして実施されます。小規模保育事業につきましてもA型・B型・C型とあり、保育所分園に近い形から家庭的保育に近い形の類型となっています。続いて、事業所内保育事業。事業所が主として従業員の子どものために保育を提供する事業で、地域の子どものために保育を提供することが前提となります。最後に、居宅訪問型保育事業。いわゆる恒常的に利用できるベビーシッターですが、提供する保育が特定されたものとなります。

今後、この基準に適合して市町村が行う確認に合致した事業には、国からの給付を受けて事業所等へ委託することになりますが、この基準を市が条例で定めて実施していくこととなります。また、これらの基準のほとんどが国の基準に従うものとなっておりますが、市独自の基準として暴力団の排除について入れております。

各保育事業の内容について、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案から4類型の基準案をあげております。また、それぞれの特徴を挙げますと、家庭的保育事業に関する基準については、保育に従事される方が保育士ではなくて、家庭的保育者といった研修を修了された方で、保育士同等の知識を持つとみなされる場合においても事業を実施することができることになり資格要件が緩和されています。小規模保育事業では、A型・B型・C型と3種類に分けられますが、A型については定員20名未満の小規模の保育所で、保育所と同様な基準が必要となります。また、B型・C型については保育士が2分の1・家庭的保育者といった基準が緩やかになっています。事業所内保育事業では定員により基準が異なり、定員20名以上の事業所では、保育所と同様な保育士基準が必要ですが、20名未満の場合は、保育士が2分の1以上で満たされることとなります。居宅訪問型保育事業では、障がいなどで集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児、あるいは、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応などの提供する保育に限られた、いわゆるベビーシッターとなります。

続きまして、子どものための教育・保育給付の支給認定に関する基準案ですが、新制度では就学前の子ども一人ひとりに「保育の必要性があるかないか。」「1日にどれくらいの保育の利用が必要か。」などの認定を市町村が行い、認定証を以って施設を選択していく制度となります。認定区分については、表にお示ししているとおりとなります。また、保育の必要性の事由の中に、求職活動、就学、虐待やDV、育児休業の取扱いなどが挙げられ、保育要件が緩和されることとなります。こういう基準のもとで保育認定を受けることはできますが、入所については優先度が高い方からの入所決定となりますので、新制度の始まりにより直ぐに求職中の方が入所できるということではなくて、今後5年間の計画の中で入所できる方向へ導いていくものとなります。

保育の必要量について、両親の就労時間により保育所の利用時間が保育標準時間と保育短時間に

分けられます。一般的に両親フルタイムでの共働きの場合は、保育標準時間にあたり1日11時間まで利用できます。また、一方がパートタイム労働等の場合は保育短時間として1日8時間までの利用となります。この場合の総社市における就労時間の下限は1ヶ月あたり48時間と条例等で決めていきたいと考えています。また、保育所の優先利用として、ひとり親家庭、生計中心者の失業などを挙げておりますが、市独自の基準として、保育従事者の確保が困難なため保育士・保育教諭が市内の認可保育所等で週35時間以上勤務する場合や保護者の疾病・障がいの状況や経済状況などにより配慮を要する場合についても同様に、保育所の優先利用ができるように条例等に決めていきたいと考えています。

続いて、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準ですが、ほとんどを国の基準に準じて策定していく予定です。本市独自の基準として、児童の集団の規模を国の基準では概ね40人ですが、現行の本市の現状を考慮して概ね50人までとしているところです。最後に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準です。新制度では保育所等が認可を受けているだけでは、国からの補助が受けられません。認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となる基準を満たしているかどうかを市が確認したうえで、給付費を支払うこととなります。そのための基準をお示ししておりますが、こちらについてもほとんどを国の基準に準じて制定しており、市独自の基準として暴力団の排除について入れております。

以上が条例案となりますが、先ほど説明させていただいたとおりパブリックコメントも実施いたしますので、ご意見がありましたら今月中に事務局までご連絡ください。

(近藤会長)

以上、事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんか。

(服部委員)

給付や利用者負担などに関する市の条例についてはどうなっているのでしょうか。また、保育所・幼稚園の利用者への公平性については、どのように考えているのでしょうか。

(保健福祉部長)

基本的に今回条例案として提案させていただくものは、新制度が始まるために市として必ず定めなければならない条例となっています。利用料など現行制度においても既にある仕組みを改正するものとは別のものとなります。利用料などについて、どう改正していくかは、今後の計画や財源などを考慮して決めていかなければなりません。国から消費税財源が入ってくることになりますが、各市町村の状況により利用料が決定されることとなります。計画に定める量を増やすと、消費税財源からの給付が増えます。また、質の改善や保育士処遇の改善等が単価に反映されることとなっております。

(教育長)

まず、公立幼稚園における預かり保育は、施設が利用できる範囲内で進めていきたいと考えています。そのうえで、保育所・幼稚園の利用者への公平性について、保育ニーズが高いのであれば、余裕教室等を社会福祉法人への貸与も含めて、使える限り利用していただくことにより、利用者への公平性が保たれるのではないかと考えています。

(近藤会長)

以上、事務局からの説明にご意見・ご質問はありませんか。協議事項(2)の子ども・子育て支援事業計画ですが、特に5ページの基本理念と8ページの計画の体系について、ご確認のうえ検討いただきたいと思います。次回は、現行の次世代育成支援後期行動計画の評価と、この計画を継承する部分についての取組と、この計画のメインとなる事業計画についてご検討いただくこととなります。あらかじめ案を送付させていただきますので、内容をご確認いただきご協議くださいますようお願いいたします。また、この計画を基に、市の施策が進んでいきますので、望まれる施策がありましたらご意見をいただきたいと思います。また、協議事項(3)の各種基準の条例等骨子案については、市のホームページにおいてパブリックコメントを行いますので、お持ち帰りいただき、ご意見がありましたらメールにてご連絡ください。

(4) その他

(近藤会長)

引き続きまして、協議事項(4)「その他」といたしまして事務局より説明願います。

(子育て支援係長)

その他として2点説明させていただきます。まず1点目に、資料4として今後のスケジュールをつけております。次回会議は、計画書の素案を作成し、委員の皆様へ送付いただいた後と考えておりますので、11月上旬までには開催したいと考えています。ここにおいて事業計画書の調整を図り、年明けには皆様へご確認いただき来年度からの新制度へ向けての対応を考えていければと思っています。2点目に、資料5として、現在新制度の説明会を行っています。この他にも機会を見ながら、子育て関連の事業などにおいて、新制度の周知を図っていきたいと考えています。

4 閉会

(近藤会長)

最後に閉会のあいさつを林先生からお願いいたします。

(林副会長)

本日はお忙しいところありがとうございました。量の見込みについて、見誤っていた時にどう対応していくかということを考えていかなければならないと感じました。計画については1年ごとに見直していくということになりました。この子ども・子育て支援新制度で期待されているのは、子どものための健全育成を保障してほしいという質をどう確保していくかということを考えていくべきではないかと思いました。

良いものを作りたいという皆様の気持ちが伝わってきましたので、きっと良い計画が策定できるのではないかと感じています。また、その計画が市民の方に分かりやすくイメージできるように周知についても考えていきたいと思います。ありがとうございました。